

広情個審第24号

平成30年10月12日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求について（答申）

平成30年3月29日付け広安健第196号で諮問のあったこのことについては、別添  
のとおり答申します。

（諮問第249号関係）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

平成30年3月29日付け広安健第196号の諮問事案（諮問第249号事案）

平成29年9月25日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年10月11日付け広安健第102号で行った公文書部分開示決定に対する平成30年1月10日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「申立人」という。）の審査請求書等における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、実施機関が行った部分開示を全部開示とすることを求めるというものである。

### (2) 審査請求の理由

ア 条例第1条には、目的が規定され、市政推進を目的に情報公開を義務付けている。安易に開示を拒否できるとは規定されていないので、この目的に沿うような情報開示がなされなければならない。私の場合は、高齢者が虐待されていることを問題にしているので、高齢者虐待への対応を義務付けられている実施機関は積極的に情報開示しなければならない。

イ 条例第3条には、実施機関の責務が規定されている。第1条の規定を受けてさらに情報開示を義務付けているので、速やかにすべての情報を開示すべきである。

ウ 条例第4条には、利用者の責務が規定されている。申立人は、高齢者が不合理な虐待を受けて厳しい生活を強いられている状況を改善せんと行動しているわけであって、そのために必要な情報開示を求めているわけである。自分の血縁に関する情報であるので、むしろ他人の目にさらされないよう注意を払っている。

エ 条例第5条には、公文書の開示の請求が規定されている。行政の不正を正すためには、何人でも積極的に関わることができる趣旨と考えられる。

オ 条例第7条には、公文書の開示義務が規定され、情報開示が原則であることを規定している。

そして、その第1号には、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する為それがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」と規定されている。個人の権利利益を害するおそれがあるものでなければならぬが、虐待を受けている高齢者の権利利益を守ろうとしているのであるから、これには当たらない。しかし、公文書部分開示決定通知書には、この規定を丸写ししているだけで内容については何ら言及がない。理由として不完全である。そして、「次に掲げる情報を除く。」として、条例第7条第1号ただし書ウに「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」と規定されている。高齢者虐待という市政についての問題であるので、当然生命、健康、生活又は財産の保護が問われているのは明らかである。むしろ、積極的に開示すべきだと考えられる。

しかし、公文書部分開示決定通知書には何ら言及がない。理由としては極めて不完全であると言えない。

### 3 実施機関の主張要旨

説明書等における実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

開示請求に関わる個人情報中、非開示とした部分については、通報者（申立人）が虐待を疑った根拠となる情報と、通報に基づく調査が行われた時に関係機関等から提供された情報が主だったものになる。また、これらに加え、通報に対する対応方法や判断が

示されている。

したがって、上記部分を除いた部分開示決定を行った。

#### (1) 条例第7条1号により非開示とした理由

通報者が虐待を疑った根拠となる情報や関係機関等から提供された情報は、開示請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の記述等により開示請求人以外の個人を特定することができるものであるため非開示とした。

また、関係機関等から寄せられた情報には親族に関する情報も含まれており、その情報を開示することにより、現在良好である親族と高齢者の関係が悪化し個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため非開示とした。

#### (2) 条例第7条3号により非開示とした理由

広島市は高齢者の虐待の疑いがあると通報を受けると、その通報について協議し、調査の方針、事実確認の時期や方法、虐待の有無の判断について検討している。調査を行うに当たっては、より正確な状況把握と客観的な判断を行うため当該高齢者や家族、支援者との面接による調査を行い、また、関係機関等と協力しより多くの情報を収集している。これらの虐待通報についてどのように検討し、また、対応や判断を行ったかを示す情報を開示した場合、虐待が疑われる状況から高齢者の安全確保を行う際に広島市が実行する手法や、関係機関等との協力体制が明らかになってしまい、高齢者虐待に関わる業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため非開示とした。

### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

#### (1) 本件不開示情報について

本件対象公文書は、「高齢者虐待通報・届出受理書」であり、①票、③票、④票、⑥票、⑦票、⑧票の帳票（以下あわせて「本件帳票」という。）と平成28年3月18日に広島市職員が来所者から聞き取った内容等を記載した文書（以下「本件添付文書」という。）からなっている。

本件帳票は、地域包括支援センター職員の押印欄のほか、通報者、高齢者、擁護者の氏名、住所、通報内容や広島市職員が行った対応についての選択肢のチェック欄と具体的内容を記入する部分から構成されている。

#### (2) 条例第7条第1号該当性について

本件帳票の所定の各欄に記載等されている地域包括支援センター職員の印影、通報者、高齢者、擁護者の氏名、住所や通報内容等、本件添付文書に記載されている来所者及び利用者の氏名及び住所、広島市職員が来所者から聞き取った内容及び助言は、条例第7条第1号本文に該当するから不開示とすべきである。

(3) 条例第7条第3号該当性について

本件帳票の所定の各欄に記載されている広島市職員の会議内容、本件添付文書に記載されている広島市職員が来所者から聞き取った内容及び助言を公にすることにより、広島市が高齢者虐待通報についてどのように検討し、また、対応や判断を行ったかが明らかにされることになり、虐待が疑われる状況から高齢者の安全確保を行う際に広島市が実行する手法や、関係機関等との協力体制が関係者に了知されることになり、高齢者虐待に関わる業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第3号に該当するから不開示とすべきである。

なお、申立人は、実施機関の部分開示決定に対して種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
30. 3. 29	広安健第196号の諮問を受理（諮問第249号で受理）
30. 8. 3 (第1回審査会)	第2部会で審議
30. 9. 7 (第2回審査会)	第2部会で審議
30. 10. 4 (第3回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
佐 藤 以 誠	株式会社広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	公益社団法人広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学法学部教授